

神通川流域有識者会議の設立趣意書（案）

神通川は、その源を岐阜県高山市の川上岳（標高 1,626m）に発し、岐阜県内では宮川と呼ばれ、岐阜、富山県境で高原川を合わせ、富山県に入り神通川と名称を改め、井田川、熊野川を合わせて日本海に注ぐ、幹川流路延長 120km、流域面積 2,720km²の一級河川である。その流域は、富山県、岐阜県の4市からなり、沿川には、JR、北陸自動車道、一般国道及び富山空港や特定重要港湾の伏木富山港(富山地区)の基幹交通ネットワークが形成され、交通の要衝となっている。また、富山平野では水稻の生産が盛んなほか、都市基盤の再構築が進む富山市街地や国内外の観光客で賑わう飛騨高山を擁し、富山城や高山の町並、越中八尾のおわら等の歴史的・文化的資源にも恵まれ、古くからこの地域の社会・経済・文化の基盤を成している。さらに、豊かな水の流れを利用した水力発電地帯としても知られている一方、優れた自然環境が数多く残されている。

一方、神通川は急流河川であることから、洪水流がもつエネルギーは極めて大きく、破堤・溢水を繰り返していた。近年では平成11年9月洪水、平成16年10月洪水、平成18年7月洪水等の洪水が発生しており、平成16年10月では、神通大橋地点で観測史上最高水位を観測した。また、これらの出水により、護岸の欠壊、内水による浸水被害等、多くの被害が発生している。

このような状況を踏まえ、富山県による馳越工事(明治34年～36年)や第一期改修工事(大正7年～昭和12年)が行われ、河川整備が進められた。その後、昭和44年に一級河川の指定を受け、「神通川水系工事实施基本計画」が策定された。昭和54年には流域の社会的、経済的発展に鑑み、計画の改定を行い河川整備が進められ、安全・安心な地域づくりに貢献してきた。

平成9年に河川法の改正が行われ、その目的に、従来の「治水」「利水」のほか、新たに「環境の整備と保全」が加えられるとともに、従来の「工事实施基本計画」に代わり、河川整備の長期的な方向を示す「河川整備基本方針」と、具体的な河川整備の実施に関する事項を定める「河川整備計画」を策定することが規定された。特に、「河川整備計画」の策定に際しては、関係地方公共団体の長、学識経験者、地域住民等の意見を聴き、計画に反映する手続きが導入された。

神通川水系においては、平成20年6月に、「神通川水系河川整備基本方針」を策定。この中で、治水基準地点神通大橋における基本高水のピーク流量を9,700m³/sとし、このうち既設ダム等の洪水調節施設により2,000m³/sを調節し、計画高水流量を7,700m³/sとする治水計画や、河川の適正な利用や河川環境の整備と保全等に関する事項等を定めた。

今後は、河川整備基本方針に基づいて、河川整備計画を早急に策定することが求められており、「神通川流域有識者会議」は、この「神通川水系河川整備計画」の策定に向けて、神通川について造詣の深い学識経験者の方々から意見を聴くことを目的として、北陸地方整備局が設置するものである。

具体的には、北陸地方整備局が「神通川水系河川整備計画」原案を作成するに先立ち、委員の学識や経験、並びに現地調査等を通じて得られる神通川の現状と課題を踏まえ、21世紀を担

う子孫に引き継ぐに相応しい、神通川の川づくりについてお考えを述べて頂き、さらに、これらの意見を踏まえて北陸地方整備局がとりまめる「神通川水系河川整備計画」原案に対して意見を述べて頂くことを目的に、設立するものである。